

前橋市社会福祉審議会 第5回高齢者福祉専門分科会 議事録

- ◆ 日 時 平成29年8月31日(木) 午後2時00分～午後3時40分
- ◆ 場 所 前橋市役所 11階 北会議室
- ◆ <出席者> 14人(敬称略)
 - 委員：◎山田浩史 (群馬県老人福祉施設協議会 中毛ブロック)
 - 戸所仁治 (群馬弁護士会)
 - 牛久保美津子 (群馬大学大学院)
 - 仲道宗弘 (群馬司法書士会)
 - 西野郁生 (前橋市歯科医師会)
 - 荻原京子 (群馬県看護協会)
 - 白石高士 (前橋市老人クラブ連合会)
 - 山田彰子 (前橋市民生委員・児童委員連絡協議会)
 - 高玉真光 (群馬県老人保健施設協会)
 - 野中和英 (群馬県介護支援専門員連絡協会 前橋圏域支部)
 - 武井謙介 (群馬県在宅福祉サービス事業者協議会)
 - 青木由紀子 (公募委員)
 - 齊藤清次 (公募委員)
 - 簗輪欣房 (公募委員)
- <欠席者> 2人
 - 小中俊太郎 (前橋市医師会)
 - 塚田昌志 (前橋市社会福祉協議会)
- ◎=分科会長 ○=職務代理者
- <傍聴者> 1人
- ◆ 議事内容
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 第7期まえばしスマイルプランの課題について
 - (2) 第7期まえばしスマイルプランの事業体系について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- ◆ 配布資料
 - ・資料1 第7期まえばしスマイルプランの課題について
 - ・資料2 第7期まえばしスマイルプランの事業体系について
 - ・参考資料 第6期まえばしスマイルプランにおける介護保険事業の状況
 - ・その他資料 医療と介護の体制整備にかかる協議の場の設置について
 - ・みんなで知ろう！学ぼう！身近な認知症（認知症ケアパス）
 - ・広げよう 介護予防の輪

1 開 会

塚越介護高齢課長

- ・委員16名中14名の出席により本分科会が成立していることを報告
- ・会議及び会議録が公開であることを報告

2 あいさつ

松井福祉部長

3 議 事

(1) 第7期まえばしスマイルプランの課題について

- ・資料1（課題1）に基づき事務局（吉澤副主幹）から説明
＜質疑等＞

(高玉委員) 前橋市の認知症対策は全国的にみても進んでおり、認知症ケアパスも一般市民にもわかりやすい表現で、大変よくできていると思う。今後はMC Iを中心にした対策を立てていかれるのだと思う。説明にもあったが、ひとり暮らしで身寄りのない高齢者の認知症は気づきにくく問題となっているので、市として対策の充実をお願いしたい。

(事務局) 認知症の対策についても充実させていきたいと考えているので、スマイルプランにもそのように搭載したいと思う。子供も含めて地域全体で高齢者や認知症の方を見守る社会が今後重要となってくるので、地域共生社会という大きな枠組みの中で考えていきたい。

(武井委員) 担い手の確保・育成について、介護事業者の視点からすると、ここ2、3年で採用の募集をかけても人が集まらない等、人材の確保が大変難しく、それにより業務も多忙になってきている。ぜひ前橋市としても支援をお願いしたい。

(事務局) 関係機関と協議の上、効果的な支援を検討したい。

(牛久保委員) 17ページの二次予防対象者の把握について、家族からの情報による把握が進まなかった原因を教えてほしい。

(事務局) 平成27年の法改正において、地域の実情にあった取り組みを行うことになったため、平成28年度からより多くの人に基本チェックリストを見てもらい、高齢者本人だけでなく周囲の人からの情報でも把握しようとしたが、うまくいっていない。そのため、平成29年度から総合事業としてスタートした教室等の定員に余裕がある状況が続いている。今後は関係機関に高齢者から話を聞いていただくことや、各老人福祉センター等に直接伺うことで、把握を進めていこうかと検討を進めているところである。

(牛久保委員) 認知症カフェは、認知症の高齢者だけでなく家族や一般の方も参加できるものだが、認知症という言葉自体に抵抗があって、なかなか参加しにくい。それを認知症「予防」カフェ、支援する人を認知症「予防」サポーターという名称にすることで心理的な抵抗が和らぎ、支援をする人の活動がしやすくなるだけでなく、支援を受ける人も受けやすくなると思う。

(事務局) 検討させていただく。

・資料1（課題2、3）に基づき事務局（黒岩主任）から説明

<質疑等>

（高玉委員）ケアマネジメントは介護保険制度開始時より、ケアマネジメントを行う対象である要介護者数も増えている。ケアマネジャーは本人の意思を尊重したケアプランを作ろうと一生懸命であるが、国からは、適正なケアマネジメントという表現で給付が増えないようにという方向が示され、ケアプラン作成は非常に難しくなっている。また、受給者の年齢も高齢化し、ケアを受ける側も要望が多くなっているため、ケアマネジャーの負担も増えているし、審査会への苦情も増えている。しかし、ケアマネジャーはどこに相談してよいか分からないので、ケアマネジャーの研修等が非常に重要である。

（野中委員）小規模多機能型サービスは、通い、訪問、宿泊サービスを顔なじみの人が対応してくれるという意味でよいサービスだと思うが、人材不足のため、訪問中心で利用したいと相談しても、訪問しに行くことが難しいから通い中心にしてほしいと事業所側から言われる場合もあり、本来のねらいや機能が発揮できていない。人材育成に対する市の支援も検討してほしい。

また、サービス付き高齢者向け住宅等はケアマネジャーも把握できないほど増えているが、入居時の説明と実態が異なるとことに対して、家族と住まい側とのトラブルが見受けられる。入居時に要介護2だった方が要介護5になると、事業者は通所介護の日数を増やして対応しようとしがちである。しかし、要介護度が重い人にとって通所の回数が多いことは身体的な負担になることもあり、在宅で要介護5の場合、週2、3回が限度だと思う。それが、サービス付き高齢者向け住宅併設だとほとんど毎日となっている。ケアマネジャーは、公正中立なケアマネジメントをしようとしても、「そうでなければ、弊社では対応できません」と言われてしまうと、困るのは高齢者やご家族のため、強く言い切れない状況にある。ぜひとも、市から指導をしてほしい。

（事務局）検討させていただく。指導監査室と介護高齢課指導係にも利用者等から色々な意見が届いている。そういったことを参考にしながら、適正なサービスが進むように介護保険室給付適正化係とも連絡を取りながら進めていきたい。

（箕輪委員）給付費の通知に関し、年3回の通知で、どうして過剰なサービスの抑止につながるのか教えてほしい。

（事務局）給付費通知を送っている意義は、まず、どれだけ介護保険を使っているかを認識してもらうこと自体にあると考えている。その上で、利用した覚えのない請求がないかを確認していただく。他市、あるいは、医療保険でも、年3回または2回ということが多いため、年3回としている。

（事務局）事業所が間違っただけで請求する場合も稀にある。高齢者ご本人にも、自分の状態を踏まえてどのサービスを利用するか、どのくらい費用がかかるかを考えていただくことが、適正なサービス利用につながると思っている。すぐには給付の抑制につながらないかもしれないが、市民からも見られていることで、不正等をけん制し、長期的には抑制にもつながっていくと考えている。

(高玉委員) システムを使って伝送で請求事務を行うようになっているので、請求誤りは減っているが、それでも間違ってしまうことがどうしてもある。それなので、誤りを見つける方法の一つとしては有効だと思う。

(簗輪委員) 年3回を妥当とする根拠は何か。年2回よりも3回の方が抑止できているといった実績があるのか。

(事務局) 通知の回数を増やせば、確かに間違い等に気がつくチャンスは増えるが、経費との兼ね合いもあるため、効率的な介護保険制度の運営という点においてどれくらいの回数がいいのか、今後検討させていただきたい。

(簗輪委員) 31ページの給付適正化に向けて「主体的」に取り組むのは誰か。

(事務局) 国の指針でも示されているとおり、給付の適正化については、第7期計画の中に具体的な取り組みとして位置づけていく必要があるため、保険者である前橋市が「主体的」に取り組むという意味で記した。

(山田会長) 本日議論した3つを第7期まえばしスマイルプランの課題として設定するということでよいか。

(委員一同) 異議なし。

(2) 第7期まえばしスマイルプランの事業体系について

資料2に基づき事務局(吉澤副主幹)から説明

<質疑等>

(山田会長) 資料2の事業体系について承認いただけるか。

(委員一同) 異議なし

5 その他

- ・医療と介護の体制整備に係る協議の場の設置について
- ・次回の開催について(平成29年10月26日(木)午後2時より開催予定)
事務局(笹本課長補佐)から説明

6 閉会